資料３

○久喜市生涯学習推進会議規則

平成22年３月23日

教育委員会規則第32号

改正　平成30年７月26日教委規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、久喜市生涯学習推進会議条例（平成22年久喜市条例第97号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、久喜市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　条例第３条第２項各号に定める推進会議委員については、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

学識経験者	久喜市内小・中学校校長会
	久喜市内高等学校校長会
	教育委員会委員
	社会教育委員
	生涯学習推進部委員長
	生涯学習推進部委員
	その他市長が必要と認める者
市民	公募による市民

（庶務）

第３条　推進会議に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

附　則

この規則は、平成22年３月23日から施行する。

附　則（平成30年７月26日教委規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。